



機械の点検時の安全確保をお願いします。

労働災害の約4割が非定常作業時に発生しています。労働安全衛生規則の第107・108条は機械の掃除や修理等を行う際、運転を停止することを定めています。これは多くの事業場で知られていますが、同条の第2項を皆様は御存知でしょうか？

「…機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。」

実際に作業者が点検中であるにもかかわらず、それに気付かず別の者が機械を作動させてしまって災害となる事例が毎年のように発生しています。

ある製造会社では一人一人に点検表示用の札を持たせており、誰が作業を行っているかを明確にしていました。これは必ず運転を停止するという意識付けにも有効だと思います。

皆様の会社ではどうしていますか？



←災害事例

(職場のあんぜんサイト)

11月は過労死等防止啓発月間です！

過労死等防止啓発月間がスタートしています。長時間労働による過重労働は、労働者の心や身体に大きな負荷をかけてしまいます。その結果、作業の効率が悪くなり、生産性の低下、離職率の増加…。会社側にとっても、過重労働の実態を放置することは、デメリットしかないのです。

この月間をきっかけに、時間外労働をさらに減らすための取り組みを考えてみましょう。下記の二次元コードには、小諸署管内の会社で、令和元年以降に実際に取り組みされた、労働時間削減のための好事例を署独自にまとめ、記載しています。

「時間外・休日労働を削減したいけれど、具体的に何をしたいかわからない」と思われた方、ぜひ参考にしてみてください。



内定取消には注意が必要です！

最近、当署において内定取消に係る相談が労使双方から複数寄せられています。内定については、複数の裁判例があり、内定通知の時点で、契約の申し込みに対する承諾となり、始期、解約権を留保した労働契約が成立したものと解されているものも多いです。内定の時点で労働契約が成立している場合には、内定を取り消すと労働契約の解約となり、解雇となるため、労働基準法上、少なくとも30日以上前の予告が必要となるとともに、労働契約法上、客観的に合理的な理由及び社会通念上相当であることが認められない場合には、無効となります。また、採用内定者より内定取消の理由に係る証明書を請求された場合には、遅滞なく交付する必要があります。ご注意ください。

内定取消に係るリ

フレット→



11月は「人材開発促進月間」です

厚生労働省では、職業能力の開発・向上の促進と技能の振興を目指し、11月を「人材開発促進月間」、11月10日を「技能の日」としています。

また、人材育成に取り組む事業主・事業主団体を支援するために、様々な支援策を用意していますので、従業員のスキル向上を図りたい、従業員のキャリア形成を促したい、助成金を活用して人材開発に取り組みたい、とお考えの際は是非ご利用ください。

●人材開発支援施策の情報はコチラ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/index.html

●人材開発支援助成金の問合せ先

長野労働局職業安定部職業対策課

TEL：026-226-0866

【編集後記】枯葉舞う季節となり冬の気配を感じる折、体調管理は万全に！11月は過労死等防止啓発月間です。長時間労働削減に取り組みましょう！

(第32号：令和6年11月発行)